

令和4年度 第1回社会教育委員会議多摩市民館専門部会 次第

日 時 令和4年6月17日(金)

午後2時～

会 場 多摩市民館4階 第4会議室

1 開 会

2 館長あいさつ

3 委嘱状交付

4 専門部会委員自己紹介

5 多摩市民館専門部会について

6 部会長・副部会長選出

7 議題

報告事項

(1) 令和4年度施設管理等について

(2) 令和4年度多摩市民館社会教育振興事業計画について

協議事項

(1) 今期の進め方について

「テーマ」について

(2) その他

8 今年度の日程について

9 閉 会

○社会教育法〔昭和二十四年六月十日号外法律第二百七号〕 抜粋

〔文部・郵政大臣署名〕

社会教育法をここに公布する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第九条）
- 第二章 社会教育主事等（第九条の二—第九条の七）
- 第三章 社会教育関係団体（第十条—第十四条）
- 第四章 社会教育委員（第十五条—第十九条）
- 第五章 公民館（第二十条—第四十二条）
- 第六章 学校施設の利用（第四十三条—第四十八条）
- 第七章 通信教育（第四十九条—第五十七条）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

第四章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第五章 公民館

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務〔注参照〕に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

注 一項一号中「特定の営利事務」とあるは、「特定の営利事業」の誤りか。

(公民館の基準)

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

○川崎市社会教育委員条例（昭和24年9月27日条例第34号）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により川崎市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第2条 委員の定数は、20人とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 特別の事由あるときは、委員会は、前項の規定にかかわらず委員を解嘱し、又は解任することができる。

5 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱し、又は任命しなければならない。

6 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 この条例に定めがあるものの外必要な事項は、委員会が別にこれを定める。

附 則

1 この条例は、昭和24年7月1日から、これを適用する。

附 則（昭和26年8月15日条例第36号）

この改正条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和28年4月1日条例第14号）

この条例は、昭和28年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、昭和28年6月1日から施行する。

附 則（昭和32年3月29日条例第12号）

この条例は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則（昭和34年8月3日条例第23号抄）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年5月1日から適用する。

附 則（昭和42年3月23日条例第18号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年12月24日条例第61号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月28日条例第38号抄）

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和 49 年 3 月 30 日条例第 34 号）

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 49 年 6 月 10 日規則第 69 号で昭和 49 年 7 月 2 日から施行。ただし、川崎市立中原公民館に係る改正部分は昭和 49 年 6 月 15 日から施行）

（川崎市立公民館使用条例の廃止）

- 2 川崎市立公民館使用条例（昭和 24 年川崎市条例第 33 号）は、廃止する。

附 則（平成 26 年 3 月 27 日条例第 17 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○**川崎市社会教育委員会議規則**（昭和 52 年 1 月 27 日教委規則第 1 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、川崎市社会教育委員条例（昭和 24 年川崎市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、川崎市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選出区分）

第 1 条の 2 条例第 2 条第 2 項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 市内に設置された学校の長
- （2） 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- （3） 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- （4） 学識経験者
- （5） 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

（議長及び副議長）

第 2 条 会議は、委員の互選による議長及び副議長を各 1 名置く。

- 2 議長及び副議長の任期は、2 年とする。ただし、再選されることができる。
- 3 議長は、会議を主宰し、これを代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議の招集）

第 3 条 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎月 1 回これを招集する。ただし、会議は、開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 臨時会は、委員定数の半数以上の要請があったとき、又は議長が緊急の必要があると認める場合に限り、これを招集する。
- 4 会議は、議長が招集する。

5 議長は、会議の招集及び議事の事項等を、あらかじめ委員及び教育長に通知しなければならない。

(議事及び議決)

第4条 会議は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議と教育委員会事務局との関係)

第5条 会議は、議案その他に関し必要あるときは、教育長に対し、教育委員会事務局職員の報告及び説明を求めることができる。

2 前項の場合において、関係職員は、会議で意見を述べるができる。

3 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において行う。

(専門部会)

第6条 会議は、教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター（以下「青少年教育施設」という。）等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会の欄に掲げる専門部会を置く。

2 専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。

3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。

4 専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各1名置く。

5 専門部会は、部会長がこれを召集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

8 専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。

9 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年2月1日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現在に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則 (平成 26 年 3 月 26 日教委規則第 5 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 1 月 28 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定 (図書館及び青少年科学館に係る部分に限る。) 及び附則の次に別表を加える改正規定 (図書館専門部会及び青少年科学館専門部会に係る部分に限る。) は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

別表(第6条関係)

専門部会	所掌事務	委員の定数	委員の構成
教育文化会館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10 人以内	(1)区内に設置された学校の長 (2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4)学識経験者 (5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
幸市民館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10 人以内	(1)区内に設置された学校の長 (2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4)学識経験者 (5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
中原市民館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10 人以内	(1)区内に設置された学校の長 (2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4)学識経験者

			(5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
高津市民館専門部 会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10 人以内	(1)区内に設置された学校の長 (2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4)学識経験者 (5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
宮前市民館専門部 会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10 人以内	(1)区内に設置された学校の長 (2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4)学識経験者 (5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
多摩市民館専門部 会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10 人以内	(1)区内に設置された学校の長 (2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4)学識経験者 (5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
麻生市民館専門部 会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10 人以内	(1)区内に設置された学校の長 (2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4)学識経験者 (5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
図書館専門部会	館の運営及び図書館奉仕について意見を述べること。	10 人以内	(1)市内に設置された学校の教育職員 (2)市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3)市内在住の社会教育に関する経験を有する市民

			(4)学識経験者 (5)市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
青少年科学館専門部会	館の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	(1)市内に設置された学校の教育職員 (2)市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3)市内在住の自然科学に関する知識、経験を有する市民 (4)学識経験者 (5)市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
日本民家園専門部会	園の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	(1)市内に設置された学校の教育職員 (2)市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3)市内在住の歴史、民俗に関する知識、経験を有する市民 (4)学識経験者 (5)市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
有馬・野川生涯学習支援施設専門部会	施設の運営について調査審議すること。	8人以内	(1)区内に設置された学校の教育職員 (2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3)区内在住の生涯学習に関する知識、経験を有する市民 (4)学識経験者
青少年教育施設専門部会	各施設における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	15人以内	(1)市内の小学校及び中学校の教育職員 (2)市内の社会教育関係団体から推薦された者 (3)市内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4)学識経験者

川崎市社会教育委員会議多摩市民館専門部会委員名簿

資料2

委嘱期間 令和4年5月1日からおおむね2年間

	氏 名		職 名
1号委員	小澤 洋一	おざわ よういち	南生田小学校校長
2号委員	小澤 章子	おざわ あきこ	たま学習サークル連絡会会長
2号委員	米山 福吉	よねやま ふくよし	生田地区町会連合会理事
2号委員	齊藤 潤	さいとう めぐみ	多摩区地域教育会議副議長
2号委員	吉田 紀代子	よしだ きよこ	多摩区社会福祉協議会会長
3号委員	三品 勉	みしな つとむ	市民委員
4号委員	高梨 宏子	たかなし こうこ	東海大学現代教養センター講師
5号委員	小園 美理	こぞの みり	多摩区PTA協議会書記

(参考)

- 1号委員 = 区内に設置された学校の長
- 2号委員 = 区内の社会教育関係団体等から推薦された者
- 3号委員 = 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- 4号委員 = 学識経験者
- 5号委員 = 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

令和4年度施設管理等について

1 施設維持補修工事

施設竣工から26年目、施設・設備備品等老朽化のため長寿命化工事

(1) 市民館トイレ改修工事

令和4年(2022年)8月中旬から令和5年3月31日まで(予定)

★5階児童室及び4階第3会議室は8月28日～10月31日(予定)終日使用できません。
工期工程により期間は変更になることがあります。

(2) 多摩区総合庁舎外壁改修工事

令和4年(2022年)10月1日から令和6年1月31日まで(予定)

★市民館貸出休止期間

会議室・教養室(3階～5階)

令和4年(2022年)10月1日から令和5年2月28日まで(予定)

午前(9時～12時)及び午後(13時～17時)利用できません。

※ただし、(17時30分～21時)は休館日を除き利用できます。

2 クールシェアルームの開設

電力供給が厳しくなる夏季において、一人1台のエアコンの使用を控えて公共施設や商業施設に出かけ涼しい場所を共有することで地球温暖化防止や節電につなげる取組として、市民ギャラリーを活用してクールシェアルームを開設します。

- ・期間 7月29日(金)から8月31日(水)まで
- ・時間 9時から17時まで 午前・午後入れ替え制
- ・対象 中学生以上の市民(保護者同伴の場合は小学生以下も可)
- ・定員 14名

3 市民館利用案内(別紙参考資料)

- ・ふれあいネットの利用者登録(個人登録)、ふれあいネットカード作成
- ・大ホール使用許可申請は、市民館窓口で受付。ふれあいネット個人登録カード。
- ・会議室等は、ふれあいネットの利用者端末及びパソコン、スマートフォン(インターネット接続可能なもの)で予約
- ・ふれあいネット利用者端末の利用時間8時30分～21時

I 社会参加・共生推進学習事業

1 識字学習活動～日本語学級～

日常生活に必要な日本語の会話・読み書きの基礎学習の支援をし、学習者とボランティアが学び合う関係づくりをとおして、多文化共生社会の実現をめざす。

(1)水曜・午前コース 令和4年4/8～令和5年3/15(年間継続) (10/5から生田出張所で開催予定)

学習支援グループ:ボランティアグループ「多摩にほんごの会」

《保育》保育ボランティアグループ「多摩保育グループ」

(2)金曜・夜間コース 令和4年4/1～令和4年3/17(年間継続)

学習支援グループ:ボランティアグループ「たま語」

2 識字ボランティア研修

識字学習活動に参画するボランティアの育成と資質の向上を図る。

(1)日本語ボランティア研修(入門研修)

地域で活動する日本語ボランティアの育成を図る。

(2)日本語ボランティア研修(ブラッシュアップ研修)

昼・夜両クラスの日本語ボランティアのスキルアップを図る。

5/28(土)～6/29(水) 全4回

3 障がい者社会参加学習活動 (青年教室)

地域での体験活動や交流をとおして障がいのある人の社会参加を図るとともに、ノーマライゼーションの理念に基づき共に生きる地域社会の実現をめざす。

5/28(土)～3/18(土) 月1回土曜 【年間継続】

参加登録者 29人(参加者を2グループに分けて隔月で活動・5月と9月、3月は午前午後入れ替え制で実施)・ボランティア 18人

5月:オリエンテーション・自己紹介 6月:アート体験・お面作成① 7月:アート体験・お面作成② 9月:全体会 10月:バスハイク① 11月:バスハイク② 12月:未定 1月:未定 2月:未定 3月:1年の振り返り

II 市民自治基礎学習事業

1 平和・人権・男女平等推進学習

憲法・教育基本法の理念に基づき、世界の平和及び人権の尊重、性による差別や人権に関する問題解決に向けた学習機会を提供し、共に生きる地域社会の創造や男女共同参画社会の形成を目指す。

(1)平和・人権・男女平等推進学習

7月以降企画運営委員会を立ち上げ、企画検討をしていく。

2 青少年教室事業

小学生・中学生・高校生等を対象として、青少年期の課題解決あるいは地域参加に向けた学習機会を提供するとともに、地域の中での仲間づくり、つながりづくりを促進する。

「鉄道の歴史から知る多摩区の魅力発見講座」

中学生～20代を対象に、南武線や小田急線の歴史について、DVD鑑賞、講義、現地見学などで学ぶ。また、自分のお気に入りの風景のジオラマを作製し、最後に参加者のジオラマの中で鉄道模型を走らせる運転会を開催。

7/10～8/7 全5回 毎週日曜日(7/31は除く)、第4回は8/6 土曜日 多摩市民館ほか

3 シニアの社会参加支援事業

地域活動への参加や地域との関わり方等についての啓発事業として実施し、シニア世代等の市民が、これまで社会で培った豊富な経験と知識、多様な能力を活かし、これまで関わりの少なかった地域社会での様々な活動に参加できるよう支援する。

「とことん『幸』^{こう}齡者!高齡になるほど幸せに!!」

企画運営委員会「チームとことん!」(公募委員6人)と協働して実施。新規企画運営委員1人

『幸』齡者とは、「『地域で輝いている』『地域に必要とされている』生きがいを持って毎日の生活を送り、幸せに年を重ねる」人のこと。『幸』齡者になるきっかけがつかめる講座。

9～10月頃 10:00～12:00 全5回(予定) 定員25人 会場:生田出張所大会議室ほか

4 高齢者セミナー

高齢期の課題解決に向けた学習機会を提供する。また、学習を通じた、生きがいづくりや健康づくりを促進するとともに、幸福な高齢期をおくるための支援をする。

実施時期 秋～冬に開催予定

会場:多摩市民館ほか

5 家庭・地域教育学級

子どもを豊かに育む地域社会の創造を目指し、子育てに関する家庭・地域課題の学習機会を提供し親として市民としての学びを支援する。

I期「子どもも大変!?小学生に現れる心の変化とリフレッシュ」 6/9(木)～7/9(土)

10:00～12:00 全5回 定員20人 保育つき 会場:多摩市民館 第1・2学習室、体育室

II期「イヤイヤ期!子育て暮らし応援講座」 8/25(木)～9/29(木)

10:00～12:00 全5回 定員15人 保育つき 会場:多摩市民館 第1・2学習室

6 市民館保育活動

親等の学習活動への参加を支援し、乳幼児の社会的成長を支援するために、主催事業に適宜併設する形で保育活動を実施する。

【識字学習活動(昼)、家庭・地域学級Ⅰ・Ⅱ】

(識字学習活動(昼)の保育は休止中)

保育グループ:多摩保育グループ

7 PTA家庭教育学級

PTAが実施する家庭教育学級に対し、講師派遣等の支援を行うことにより、子どもの健全な成長に向けた学校・家庭・地域の連携による学習活動の振興を図る。(各単位PTAの企画による)

説明会 4/26(火)10:00~12:00 (小・中学校)

報告会 令和5年3月 開催予定(小・中学校)

8 子育て支援啓発事業

地域の子育てに関し、情報提供・フリースペースを提供し支援イベントを行う。

企画運営:子育てを考える会「グループ」

「子育てひろば」4~7月第2・第4火曜 9月、3月第2火曜 10:00~12:00 多摩市民館

10~2月 第4金曜 10:00~12:00 KFJ多摩すかいきつず【年間継続(8月を除く)】

対象:0歳~就学前の子どもと親

「外国人の子育てひろば」4~7月、3月 第2金曜 10:00~12:00 多摩市民館

9~2月 第3金曜 10:00~12:00 KFJ多摩すかいきつず【年間継続(8月を除く)】

対象:外国人親子

Ⅲ 市民学習・市民活動活性化学習事業

1 市民自主学級

区ごとに、企画提案会を開いた後の選考委員会の選考結果に基づき、市民グループが市民館との協働により地域の問題等に関する継続的な学習の場を設ける。

	受託グループ名	事業内容
学級1	グループ わっか	<子育て・地域活動> 「たま親子学級~子育て=親育ち~」 子どもが保育園に通うまで0~1歳の1年間の子育てを、笑顔で楽しく過ごせるように学ぶ。親同士も知り合いになって、子育てが気楽になるような講座を行う。 8/30(火)、9/6(火)、9/13(火)、9/23(金祝)、9/27(火) 10:00~12:00 全5回 0歳から1歳半の子を持つ親子10組(親子同室参加) 9/27は公開講座で10組、別に募集

2 市民自主企画事業

区ごとに、企画提案会を開いた後の選考委員会の選考結果に基づき、市民グループが市民館との協働により地域特性に応じた学習・文化・芸術活動の場を設ける。

	受託グループ名	事業内容
事業1	ふらっとカフェを広める会	<まちづくり> コミュニティカフェ運営講座&ふらっとカフェ運営 “そこへ行けば誰かに会える、話せる”誰もがふらっと立ち寄れる地域の居場所を提供するため、感染症対策やコミュニティカフェの基本的な知識を学ぶ。 講座:「今だから知っておきたい!コミュニティカフェ運営講座」 7/5、7/12、7/26 火曜日 13:30~15:30 全3回程度 定員 20人 ふらっとカフェ:5/10、5/24、6/7、6/21、8/2、9/6 火曜日 13:30~15:00 多摩市民館第1会議室 10月からは、毎月第1火曜日(1月は第2火曜日) 生田出張所大会議室

3 PTA活動研修 ~よりよいPTA活動のために

- (1) 学年学級委員会(小・中学校) 1回
- (2) 校外委員会(小・中学校) 1回
- (3) 広報委員会(小・中学校) 1回
- (4) 成人委員会(小・中学校) 1回
- (5) 役員研修会(小・中学校) 1回

【共催】多摩区PTA協議会

5/12(木)~6/16(木) 10:00~12:00

4 市民活動エンパワーメント研修

市民活動・ボランティア活動に関する学習機会を提供することにより、市民が自ら考えながら生活・地域課題等に取り組むことができるように、市民全体の地域づくりを支援する。

「動画制作 初めて!講座」

6/7(火)~7/5(火) 10:00~12:00 全5回 定員 20人

5 市民講師活用事業

様々な分野において豊富な経験や資格、技術等を持っている市民が、地域の生涯学習における身近な学習支援者「市民講師」として活躍できるよう育成・支援を行う。

実施時期 秋~冬に開催予定

会場: 多摩市民館ほか

6 生涯学習交流集会

いきいきとした多摩区の社会教育の展開に向け、市民と職員が率直な意見交換をし、市民主体の地

域の生涯学習を創り出すことをめざす。

・市民自主学級・市民自主企画事業及び多摩市民館を中心に自主的な活動を行うグループの学習成果の報告とパネル展示のほか、今年度はコロナ禍で活動を進める区内の団体を講師として招き、感染対策を取りながらの活動の工夫と参加者の反応を聞き、新しい生活様式の中で進める地域のつながりづくりについて考える。

令和5年1月土曜日または日曜日に開催予定

7 「地域の寺子屋事業」コーディネーター養成講座

地域の中で学校施設や地域の施設を活用しながら、社会教育的な事業を実施する人材や団体を養成する講座(多摩区、麻生区合同開催)

6/17～7/8 金曜日 10:00～12:00(第3回 6/26 10:00～11:30 東菅小学校寺子屋
第5回 6/29 13:30～14:30 菅小学校寺子屋)全5回 多摩市民館ほかで開催

8 多摩区寺子屋コーディネーター情報交換会

年1回開催。開催日未定

9 学習情報提供・学習相談事業

市民の学習と活動を支援や様々な学習情報・市民活動情報を収集・整理し公開・提供。学習についての情報照会・相談を受け付け対応する。

「生涯学習相談コーナー」運営:多摩生涯学習相談ボランティアの会

市民の学習と活動を支援するために、様々な学習情報・市民活動情報を収集・整理し、提供すると共に、生涯学習相談員により市民からの情報照会・相談を受け付け対応する。

【年間継続】 毎週火曜日午前(第3火曜日は午前・午後) 全47回 (休止中)

IV 市民と行政の協働・ネットワーク学習事業

1 課題別連携事業

(1)第21回多摩ふれあいまつり

6/19(日) 10:00～15:00

会場:多摩市民館他

「バリアフリー わたしとあなたとこの街と」をテーマに、多摩区で福祉活動をしているグループや福祉に関心のある人たちが、地域で行っている活動に関する情報を発信し、「バリアフリーのまちづくり」の理解と啓発をめざすまつり

主催:たまわかくさ(多摩区当事者・ボランティア連絡会)、多摩ふれあいまつり実行委員会

(2)たま学びのフェア 2023

多摩市民館で活動している団体等による学びの場を広げるイベント

3/11(土)、12(日) 10:00～16:00 会場:多摩市民館 【主催】たま学びのフェア実行委員会

(3)多摩区子育て支援会議

9/8(木)、2/2(木) 全2回 会場:多摩市民館、生田出張所

多摩区内の子育て関係機関、支援団体、市民グループによる会議

2 行政区・中学校区地域教育会議推進事業 川崎市委託事業

令和4年度活動日程

・総会:6/2(木) 議長:高森 康広

【多摩区地域教育会議・子ども会議】

・ 秋頃開催予定 会場:未定

【多摩区地域教育会議・教育を語るつどい】

・11/26(土)開催 9:30~12:30 会場:未定

【多摩区地域教育会議・広報紙「ちえの輪」発行】

年3回

3 文化団体連携推進事業

(1)春の文化祭 いけばな展 4月、バレエコンサート 4/24(日) 多摩区文化協会

(2)多摩区文化祭 芸能の部 10/22(土)・23(日) 多摩区文化協会

(3)文化講演会

(4)文化サロン

(5)文化教室

4 地域課題対応事業 ※区役所費による事業

「第20回たまたま子育てまつり」 9/18(日) 9:45~15:00 会場:多摩市民館

主催:たまたま子育てまつり実行委員会

地域で子育てを支える環境づくりを目的とした子育てに関する企画やステージ・情報提供等

5 インターンシップ受け入れ

3大学連携事業(多摩区役所企画課所管)として受け入れ予定

V 現代的課題対応学習事業

1 現代的課題学習事業

現代的、今日的な課題に係わる学習機会を提供し、今を生きる市民の学習を支援する。

秋~冬開催予定

VI 学習環境整備事業

1 広報・刊行活動

多摩市民館だより 年6回(5/1、7/1、9/1、12/1、2/1、3/31)

8,000部作成、多摩区内小学校(7月号まで)、各町内会・自治会回覧(9月号から)及び各公共施設にて配布

2 情報機器等整備貸出活動

川崎市視聴覚ライブラリーと連携し視聴覚教材を利用した学習ができるよう視聴覚機器及び教材を貸出する。(市民館ホームページ、学習相談・学習情報提供等により広報)

各館別諮問の内容又はテーマ

令和2・3年度

館名	諮問の内容又はテーマ	開催日
教育文化会館	施設を有効活用した居心地の良いフリースペースの設置	6/16 9/24 12/3 2/20
		6/22 10/15 12/7 2/20
幸市民館	夢を実現する街 さいわい区を目指して	6/26 9/3 12/11 2/13
		7/16 9/30 12/7 2/13
中原市民館	地域を子どもと一緒に学ぶ中原市民館	7/19 9/24 12/15 2/23
		6/11 9/2 12/10 2/20
高津市民館	高津市民館に行こう ～学びと交流の拠点～	7/8 10/27 12/8 2/13
		5/7 12/17 2/12
宮前市民館	人と人をつなぐ市民館	7/7 9/15 12/8 2/21
		7/8 10/13 12/24 2/20
多摩市民館	市民館と地域の連携（市民館の認知度向上と地域資源の活用に向けて）	6/24 9/30 12/17 2/21
		6/17 9/30 12/7 2/26
麻生市民館	生涯学習活動の案内機能のあり方について	10/30 12/22 2/21
		9/28 10/28 1/19 2/19

平成30・31年度

館名	諮問の内容又はテーマ	開催日
教育文化会館	川崎区におけるシニア事業について	6/29 9/27 12/ 6 2/24
		6/18 9/26 12/ 5 2/23
幸市民館	地域につながる市民館・分館～出会い、生きがい、広がり求めて～	6/ 7 9/ 6 12/ 6 2/17
		6/29 9/ 5 12/13 2/ 8
中原市民館	中原市民館における多世代交流に向けた事業の実施について	6/13 9/12 12/12 2/23
		6/10 9/11 12/ 5 2/23
高津市民館	「外国につながる子どもの学習支援のあり方について」～多文化共生社会に向けた「多文化子ども塾」の取り組み～	6/13 9/ 7 12/13 2/16
		4/17 10/30 12/20 2/ 8
宮前市民館	(仮)都市型市民館のあり方について	6/ 6 9/26 12/11 2/24
		7/ 3 10/ 3 12/20 2/16
多摩市民館	市民館と地域の拠点（こども文化センター、老人いこいの家）との協働	6/20 9/ 5 12/ 5 2/17
		6/12 9/20 12/11 2/23
麻生市民館	地域コミュニティ活性化支援に向けた検討	6/13 9/11 12/11 2/11
		6/11 9/10 12/10 2/23

平成28・29年度

館名	諮問の内容又はテーマ	開催日
教育文化会館	教文事業と寺子屋事業の連携及び支援について	6/17 9/28 12/15 2/25
		6/13 9/29 12/ 7 2/25
幸市民館	地域につながる市民館・分館について	6/ 8 9/ 8 12/ 1 2/11
		6/ 8 9/ 7 12/ 7 2/18
中原市民館	シニアの社会参加事業等について	6/15 9/ 9 12/14 2/25
		6/14 9/12 12/13 2/25
高津市民館	人と人がゆるやかにつながる ～学びや遊びでより身近な市民館にしよう～	7/ 5 9/ 9 12/ 9 2/25
		6/ 9 9/ 8 12/ 8 2/24
宮前市民館	①地域人材の創出について	6/29 9/ 7 11/ 1 2/25
	②地域人材の創出に向けてⅡ	6/21 9/ 6 11/22 2/25
多摩市民館	①地域力を高めるための多摩市民館事業のあり方について	6/14 9/ 7 12/ 9 2/25
	②地域力を高めるための多摩市民館事業のあり方	5/24 9/ 6 12/ 6 3/ 4
麻生市民館	地域コミュニティの再生支援について	6/22 9/ 6 12/13 2/18
		6/13 9/26 12/12 2/25

平成26・27年度

館名	諮問の内容又はテーマ	開催日			
教育文化会館	子どもの健全育成に教文はいかに関わるか	6/13	9/19	12/12	3/11
		6/12	9/25	12/11	2/27
幸市民館	市民の主体的な学びを支援する市民館について	6/20	9/2	12/11	3/10
		6/17	9/18	12/3	3/2
中原市民館	①「次期教育プラン」、「新たな総合計画」の策定に向けて ②かわさき教育プラン第Ⅰ期実施計画（素案）について	6/18	9/4	12/17	3/18
		6/19	9/18	12/16	3/9
高津市民館	人権の観点から必要とされる講座を考える	6/20	9/19	12/19	3/20
		6/22	9/18	12/11	2/28
宮前市民館	地域人材（市民講師・地域オーディネーター）の創出	6/23	9/10	12/10	3/2
		6/16	9/8	12/2	3/4
多摩市民館	多摩市民館事業における若者の参加と世代間交流について	6/25	9/17	12/10	3/2
		6/3	9/9	12/8	3/6
麻生市民館	市民館の若い世代の活用促進について	6/10	9/9	12/9	3/10
		6/9	9/8	12/8	2/20

平成24・25年度

館名	諮問の内容又はテーマ	開催日			
教育文化会館	地域防災と生涯学習～災害に強いまちづくりに、教文がどうかかわるのか～	6/15	9/13	11/30	3/15
		6/14	9/13	12/13	3/18
幸市民館	地域とつながる市民館のあり方について	6/8	10/12	12/11	3/15
		6/14	9/10	12/10	3/13
中原市民館	①中原区内市民利用施設のネットワーク化に向けた取組み ②社会教育振興事業の課題等について	6/15	9/19	12/19	3/19
		6/19	9/18	12/18	3/19
高津市民館	期待される事業のあり方について	6/15	9/21	12/21	3/15
		6/21	9/20	12/20	3/14
宮前市民館	世代間交流の促進	6/29	9/10	12/21	3/29
		6/10	9/2	12/5	3/4
多摩市民館	市民館力を高めるための市民館デー実施と検証	6/28	9/11	12/13	3/12
		6/27	9/19	12/11	3/11
麻生市民館	市民館の若い世代の活用促進について	6/13	9/25	12/11	3/12
		6/11	9/24	12/10	3/11

令和4年度 専門部会開催日程表

第1回	6月17日(金)		PM	4階第4会議室
第2回	9月12日(月)	AM	PM	4階第6会議室
	9月13日(火)	AM	PM	4階第5会議室
	9月14日(水)	AM		4階第5会議室
	9月21日(水)		PM	4階第6会議室
	9月22日(木)	AM		4階第4会議室
	9月26日(月)	AM	PM	4階第5会議室
	9月28日(水)	AM		4階第5会議室
	9月29日(木)		PM	4階第5会議室
	9月30日(金)		PM	4階第6会議室
	第3回	12月上旬	AM	PM
第4回	市民自主企画事業提案会・専門部会			
	令和5年2月下旬の(土)または(日)			